

事前了解願ひ受理の際の知事コメント (5/22)

1. 本日、島根原発3号機についての事前了解願ひをいただいた。
2. 原子力規制委員会は、福島原発事故後にその教訓を踏まえて、従来の基準を大幅に強化した新しい規制基準を制定した。
3. 過去に許可済の3号機についても、この基準に適合しているか審査を受ける必要があり、中国電力としてはそのための変更許可申請を行う必要がある。
4. 変更許可申請を行う場合、安全協定に基づく県の了解が必要であることから、本日、中国電力から、県に対し事前了解願ひが提出された。
5. 県としては、まずは、安全性に関する規制委の審査のための申請を認めるかどうかについて判断する。
6. 判断にあたっては、住民の方が参加する安全対策協議会や、原子力の専門家で構成される顧問会議、県議会や関係自治体の意見を聴くこととしている。
7. 中国電力には、申請内容等について丁寧にご説明をいただきたい。
8. 3号機の稼働を認めるかどうかについては、規制委の審査終了後、国から、安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受け、安対協や顧問、議会、関係自治体等の意見をよく聴き、総合的に判断していく考え。